

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月30日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 フランソワ・ジョン
(Francois John, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント
(Nomura Fund Select - World Balance Investment)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
米ドル建て年4回分配型：100億米ドル(約1兆6,039億円)を上限とします。
米ドル建て年1回分配型：100億米ドル(約1兆6,039億円)を上限とします。
豪ドル建て年4回分配型：100億豪ドル(約1兆1,428億円)を上限とします。
豪ドル建て年1回分配型：100億豪ドル(約1兆1,428億円)を上限とします。
(注1)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=160.39円および1豪ドル=114.28円によります。
(注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2026年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また、投資リスクの参考情報および課税上の取扱いに関する情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	() 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメント（Nomura Fund Select - World Balance Investment）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2026年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
国債	日本	1,431,608	6.49
	イギリス	1,102,334	5.00
	フランス	1,048,038	4.75
	イタリア	1,012,618	4.59
	ドイツ	1,007,326	4.56
	カナダ	851,433	3.86
	スペイン	827,483	3.75
	オーストラリア	704,355	3.19
	ベルギー	538,135	2.44
	小計	8,523,331	38.62
米国財務省証券	アメリカ合衆国	6,714,402	30.43
	小計	6,714,402	30.43
上場投資信託	アメリカ合衆国	4,996,925	22.64
	小計	4,996,925	22.64
小計		20,234,658	91.70
現金およびその他の資産(負債控除後)		1,832,685	8.30
合計 (純資産総額)		22,067,343 (約3,539百万円)	100.00

(注1) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=160.39円および1豪ドル=114.28円によります。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年4月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格							
	米ドル	円	米ドル建て 年4回分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 年4回分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
			米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2025年5月末日	24,294,407.97	3,896,580,094	9.21	1,477	12.18	1,954	8.73	998	11.21	1,281
6月末日	24,788,246.07	3,975,786,787	9.42	1,511	12.46	1,998	8.91	1,018	11.45	1,309
7月末日	24,273,395.46	3,893,209,898	9.33	1,496	12.34	1,979	8.82	1,008	11.33	1,295
8月末日	24,396,272.13	3,912,918,087	9.46	1,517	12.51	2,006	8.93	1,021	11.48	1,312
9月末日	24,500,402.82	3,929,619,608	9.56	1,533	12.63	2,026	9.02	1,031	11.58	1,323
10月末日	24,016,804.71	3,852,055,307	9.58	1,537	12.66	2,031	9.04	1,033	11.60	1,326
11月末日	23,745,500.20	3,808,540,777	9.59	1,538	12.67	2,032	9.04	1,033	11.60	1,326
12月末日	23,603,584.31	3,785,778,887	9.64	1,546	12.74	2,043	9.08	1,038	11.66	1,333
2026年1月末日	23,965,028.02	3,843,750,844	9.75	1,564	12.88	2,066	9.16	1,047	11.76	1,344
2月末日	22,999,342.46	3,688,864,537	9.84	1,578	13.01	2,087	9.24	1,056	11.87	1,357
3月末日	21,677,819.97	3,476,905,545	9.38	1,504	12.39	1,987	8.81	1,007	11.31	1,293
4月末日	22,067,343.32	3,539,381,195	9.62	1,543	12.71	2,039	9.04	1,033	11.61	1,327

分配の推移

	1口当たり分配金							
	米ドル建て 年4回分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 年4回分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
	米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2025年6月	0.00	0.00	-	-	0.00	0.00	-	-
2025年9月	0.00	0.00	0.01	1.60	0.00	0.00	0.01	1.14
2025年12月	0.00	0.00	-	-	0.00	0.00	-	-
2026年3月	0.00	0.00	-	-	0.00	0.00	-	-
設定来累計 (2026年4月末日現在)	2.93	469.94	0.10	16.04	2.69	307.41	0.10	11.43

収益率の推移

期間	収益率(注1)			
	米ドル建て 年4回分配型	米ドル建て 年1回分配型	豪ドル建て 年4回分配型	豪ドル建て 年1回分配型
2025年5月1日～ 2026年4月末日	5.14%	5.12%	4.27%	4.22%

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(注2)			
	米ドル建て 年4回分配型	米ドル建て 年1回分配型	豪ドル建て 年4回分配型	豪ドル建て 年1回分配型
2017年	12.17%	12.35%	12.64%	12.70%
2018年	-4.40%	-4.49%	-4.89%	-4.86%
2019年	9.33%	9.41%	8.41%	8.30%
2020年	6.93%	7.26%	4.40%	4.30%
2021年	4.59%	4.65%	4.30%	4.37%
2022年	-16.97%	-16.94%	-18.20%	-18.15%
2023年	6.13%	6.17%	3.79%	3.70%
2024年	0.79%	0.77%	-0.47%	-0.46%
2025年	8.31%	8.33%	7.46%	7.46%
2026年	-0.21%	-0.24%	-0.44%	-0.43%

(注2) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2026年については4月末日)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2026年4月末日現在)

米ドル建て 年4回分配型



米ドル建て 年1回分配型



分配の推移

米ドル建て 年4回分配型 (単位:米ドル、1口当り、課税前)

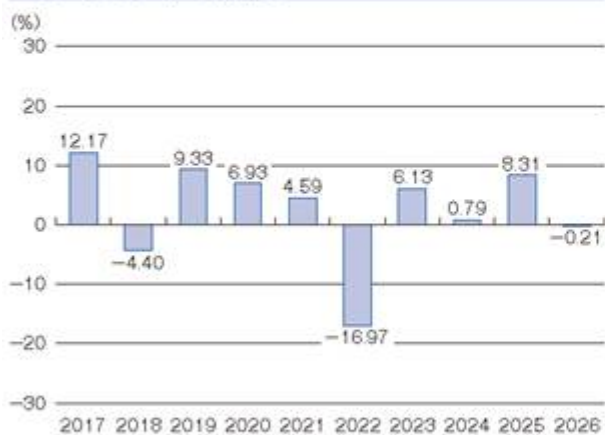
2025年 3月	0.00
2025年 6月	0.00
2025年 9月	0.00
2025年12月	0.00
2026年 3月	0.00
設定来累計	2.93

米ドル建て 年1回分配型 (単位:米ドル、1口当り、課税前)

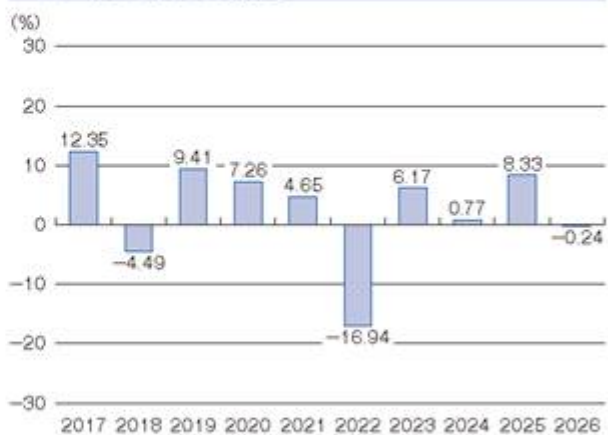
2021年9月	0.01
2022年9月	0.01
2023年9月	0.01
2024年9月	0.01
2025年9月	0.01
設定来累計	0.10

収益率の推移 (暦年ベース) ※2026年は4月末日まで

米ドル建て 年4回分配型



米ドル建て 年1回分配型

(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配簿の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2026年4月末日現在)



分配の推移

豪ドル建て 年4回分配型 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)

2025年 3月	0.00
2025年 6月	0.00
2025年 9月	0.00
2025年12月	0.00
2026年 3月	0.00
設定来累計	2.69

豪ドル建て 年1回分配型 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)

2021年9月	0.01
2022年9月	0.01
2023年9月	0.01
2024年9月	0.01
2025年9月	0.01
設定来累計	0.10

収益率の推移 (暦年ベース) ※2026年は4月末日まで



(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2026年4月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2026年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル建て年4回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
3,100 (3,100)	151,090 (151,090)	353,932 (353,932)

米ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,450 (2,450)	98,762 (98,762)	1,008,943 (1,008,943)

豪ドル建て年4回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
500 (500)	58,551 (58,551)	233,935 (233,935)

豪ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
690 (690)	116,354 (116,354)	522,986 (522,986)

(注) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメント
純資産計算書
2026年3月31日現在
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 19,060,355米ドル)	2	18,415,105	2,953,599
銀行預金		3,460,280	554,994
受益証券発行未収金		937	150
未収収益		92,204	14,789
現金および現金同等物に係る利息		177	28
資産合計		21,968,703	3,523,560
負債			
為替先渡取引に係る未実現損失	14	198,428	31,826
未払費用	10	92,455	14,829
負債合計		290,883	46,655
純資産		21,677,820	3,476,906

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
米ドル建て年4回分配型(米ドル建て)	9.38	354,182 口	3,321,205
米ドル建て年1回分配型(米ドル建て)	12.39	1,029,868 口	12,761,452
豪ドル建て年4回分配型(豪ドル建て)	8.81	233,935 口	2,060,260
豪ドル建て年1回分配型(豪ドル建て)	11.31	538,488 口	6,088,233

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメント

発行済受益証券口数の変動表
2026年3月31日に終了した期間

米ドル建て年4回分配型

期首現在発行済受益証券口数	491,422
発行受益証券口数	2,400
買戻受益証券口数	(139,640)
期末現在発行済受益証券口数	354,182

米ドル建て年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	1,068,880
発行受益証券口数	1,050
買戻受益証券口数	(40,062)
期末現在発行済受益証券口数	1,029,868

豪ドル建て年4回分配型

期首現在発行済受益証券口数	286,086
発行受益証券口数	500
買戻受益証券口数	(52,651)
期末現在発行済受益証券口数	233,935

豪ドル建て年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	601,773
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(63,285)
期末現在発行済受益証券口数	538,488

[次へ](#)

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント

財務書類に対する注記

2026年3月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」という。)は、マスター・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「管理会社」という。)により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント(以下「ファンド」という。)は、受託会社と管理会社との間で締結された2015年9月11日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する。またファンドは、

- () 2030年9月30日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日(ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。)、または
- () 純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合、または受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社が適切と考えるその他の理由があった場合、受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社の裁量により決定する日に償還する。

各クラスは、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラス受益証券については1,000万米ドル、豪ドルクラス受益証券については1,000万豪ドルを下回った場合、受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社の裁量により、償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、中長期的な信託財産の成長を図ることである。ファンドは、主に先進国の株式および債券(上場投資信託を通じてこれらに投資する場合もある。)で構成される資産ポートフォリオに幅広く投資することにより、投資目的を達成することを目指す。資産ポートフォリオは「先進国株式ポートフォリオ」、「先進国債券ポートフォリオ」および短期金融商品に分けられる。

投資顧問会社は、その単独の裁量により、先進国株式市場と先進国債券市場のリスク水準や利回り水準等を分析し、「先進国株式ポートフォリオ」と「先進国債券ポートフォリオ」の投資比率を決定する。「先進国株式ポートフォリオ」への投資比率は、原則として、ファンドの純資産総額の概ね50%以内とすることを基本とする。なお、先進国株式市場および先進国債券市場が下落局面にある場合、下落局面にある市場への投資比率を引き下げ、現金または短期有価証券の投資に振り替える。

豪ドルクラスについては、豪ドルクラスの表示通貨である豪ドルとファンドの基準通貨である米ドルと為替変動リスクを減少させるために為替取引が行われる。

通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額(豪ドルクラスのみ)に帰属する為替取引の未実現損益を除く。)に可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する為替先渡契約が締結される。

豪ドルクラスは、為替取引を利用することで、豪ドルと米ドルの金利差により、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約の損益は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まる。豪ドル金利が米ドル金利よりも高い場合には、その金利差が豪ドルクラスの利益となることが期待される。豪ドル金利が米ドル金利よりも低い場合には、その金利差が豪ドルクラスの費用となる。

米ドルクラス受益証券については、当該為替取引は行われない。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引され

ている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。

- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2026年3月31日現在の為替レート：

1米ドル	=	1.45635	豪ドル
1米ドル	=	1.39335	カナダドル
1米ドル	=	0.87165	ユーロ
1米ドル	=	0.75726	英ポンド
1米ドル	=	159.64511	日本円

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.55%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8 - 販売会社報酬

各販売会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される純資産総額の年率0.44%に相当する額の報酬を、当該販売会社が販売した受益証券に応じて、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注9 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される純資産総額の年率0.11%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	31,504
販売会社報酬	25,178
管理事務代行報酬	5,723
保管会社報酬	1,719
代行協会員報酬	6,295
受託会社報酬および管理会社報酬	1,144
海外登録費用	8,836
現金支出費	571
専門家報酬	11,485
未払費用	<u>92,455</u>

注11 - 分配

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、管理会社が決定したクラスの受益者に対して、原則として、当該クラスに帰属するファンドのインカム・ゲインおよび純実現キャピタル・ゲインから分配を行うことができる。また、管理会社は、投資顧問会社と協議した上で、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、当該クラスに帰属するファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本から分配を行うことができる。

米ドル建て年4回分配型および豪ドル建て年4回分配型の受益証券については、管理会社は、毎年3月、6月、9月、12月の12日(「四半期分配基準日」)時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

米ドル建て年1回分配型および豪ドル建て年1回分配型の受益証券については、管理会社は、毎年9月12日(「年次分配基準日」)時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われる。

各分配基準日において分配が行われる保証はない。

2026年3月31日に終了した期間に、ファンドは受益者に分配を行わなかった。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13 - 購入および買戻し

受益証券の募集

受益証券は、適格投資家に対して取引日において継続的に募集される。受益証券の発行価格は、当該取引日である評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。申込みは、口数単位で行うことができる。販売会社に支払われる販売手数料は該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格の最大2.50%(税抜き)である。

受益証券の購入申込書は、取引日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時(「締切時刻」)までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。かかる締切時刻以降に受領された受益証券の購入申込は翌取引日に受領されたものとみなされる。

当該クラスの表示通貨による支払いは、当該取引日から起算して6ファンド営業日以内(豪ドルクラスについては、6ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合、その直後のファンド営業日がかつメルボルンにおける銀行営業日)または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益証券は、取引日において受益者の選択により買戻される。受益者は、該当するクラスの受益証券を買戻すよう管理会社に請求する買戻通知を送付することができる。買戻しの申込みは1口以上1口単位(または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位)とする。買戻通知は、申込みを行う取引日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社が随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領された取引日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻手数料はない。

受益証券の買戻しに関する送金は、(米ドルクラスについては)米ドル建て、(豪ドルクラスについては)豪ドル建ての電信送金により、取引日から起算して6ファンド営業日以内(豪ドルクラスについては、6ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合、その直後のファンド営業日がかつメルボルンにおける銀行営業日)もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社/投資顧問会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および/または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社および/または投資顧問会社と協議の上、買戻請求の金額を制限、または当該買戻請求の受領を停止することができる。

注14 - 為替先渡取引

注1に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2026年3月31日現在で、ファンドが保有している未決済の為替先渡取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現(損失) (米ドルで表示)
豪ドル	2,075,251	米ドル	1,474,386	2026年4月28日	(49,937)
豪ドル	6,170,845	米ドル	4,384,148	2026年4月28日	(148,491)
					<u>(198,428)</u>

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメント

投資有価証券明細表

2026年3月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	数量/ 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占 める割合(%)
オーストラリア					
国債					
豪ドル	600,000	AUSTRALIAN GOV 2.7500% 21/11/28	493,218	392,717	1.81
豪ドル	500,000	AUSTRALIAN GOV 2.7500% 21/06/35	359,319	287,837	1.33
			852,537	680,554	3.14
		オーストラリア合計	852,537	680,554	3.14
ベルギー					
国債					
ユーロ	300,000	BELGIAN GOVT 1.2500% 22/04/33	334,300	302,250	1.39
			334,300	302,250	1.39
		ベルギー合計	334,300	302,250	1.39
カナダ					
国債					
カナダドル	600,000	CANADA-GOV'T 5.7500% 01/06/33	634,350	497,806	2.30
カナダドル	400,000	CANADA-GOV'T 1.5000% 01/06/31	274,564	265,243	1.22
カナダドル	100,000	CANADA-GOV'T 5.7500% 01/06/29	107,162	77,792	0.36
			1,016,076	840,841	3.88
		カナダ合計	1,016,076	840,841	3.88
フランス					
国債					
ユーロ	600,000	FRANCE O.A.T. 1.2500% 25/05/36	636,936	543,360	2.51
ユーロ	500,000	FRANCE O.A.T. 1.2500% 25/05/34	550,480	481,180	2.22
			1,187,416	1,024,540	4.73
		フランス合計	1,187,416	1,024,540	4.73
ドイツ					
国債					
ユーロ	700,000	DEUTSCHLAND REP 0.0000% 15/05/35	673,817	614,272	2.83
ユーロ	200,000	DEUTSCHLAND R 0.0000% 15/08/31	198,845	198,591	0.92
			872,662	812,863	3.75
		ドイツ合計	872,662	812,863	3.75

(1) 数量は受益証券の口数/株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量/ 額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占 める割合(%)
イタリア					
国債					
ユーロ	600,000	BTPS 0.9000% 01/04/31	715,119	614,165	2.83
ユーロ	300,000	BTPS 5.0000% 01/08/34	399,671	376,233	1.74
			1,114,790	990,398	4.57
		イタリア合計	1,114,790	990,398	4.57
日本					
国債					
日本円	90,000,000	JAPAN GOVT 30-Y 2.4000% 20/03/37	819,222	558,621	2.57
日本円	90,000,000	JAPAN GOVT 20- 0.6000% 20/12/37	669,038	450,775	2.08
日本円	70,000,000	JAPAN GVT 30YR 2.5% 20/09/35	724,870	445,620	2.06
			2,213,130	1,455,016	6.71
		日本合計	2,213,130	1,455,016	6.71
スペイン					
国債					
ユーロ	400,000	SPANISH GOV'T 3.5500% 31/10/33	488,938	467,601	2.16
ユーロ	100,000	SPANISH GVT 1.95% 30/7/30	109,014	110,421	0.51
			597,952	578,022	2.67
		スペイン合計	597,952	578,022	2.67
イギリス					
国債					
英ポンド	600,000	UK TREAS GILT 1.75% 07/09/37	745,368	568,513	2.62
英ポンド	300,000	UK TREASURY 4.25% 07/06/32	411,817	390,500	1.80
英ポンド	100,000	UK TSY GILT 1.2500% 22/07/27	115,360	126,904	0.59
			1,272,545	1,085,917	5.01
		イギリス合計	1,272,545	1,085,917	5.01
アメリカ合衆国					
投資信託					
--	5,000	VANGUARD S&P 500 ETF	1,927,228	2,940,250	13.56
--	25,000	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,203,400	1,565,125	7.22
			3,130,628	4,505,375	20.78

(1) 数量は受益証券の口数/株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量/ 額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占 める割合(%)
アメリカ合衆国(続き)					
米国財務省証券					
米ドル	2,000,000	US TREASURY N/B 1.6250% 15/05/31	1,785,073	1,783,516	8.24
米ドル	1,300,000	US TREASURY N/B 1.7500% 15/11/29	1,217,310	1,208,137	5.57
米ドル	1,000,000	US TREAS NOTE 4.625% 15/02/40	1,111,033	998,242	4.60
米ドル	1,000,000	US TREAS NOTE 2.75% 15/08/42	862,095	763,750	3.52
米ドル	1,000,000	US TREAS NOTE 2.5% 15/02/45	783,804	700,586	3.23
米ドル	700,000	US TREASURY N/B 2.8750% 15/08/28	709,004	685,098	3.16
			6,468,319	6,139,329	28.32
		アメリカ合衆国合計	9,598,947	10,644,704	49.10
投資有価証券合計			19,060,355	18,415,105	84.95

(1) 数量は受益証券の口数/株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2026年4月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約9,369万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ = 187.37円によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しています。

管理会社は、2026年3月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約8,631億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	13	5,151,724,228.92 米ドル
		3	30,569,075,302 円
		8	81,293,714.04 豪ドル

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

*訂正部分を下線および傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

参考情報

< 訂正前 >

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て年4回分配型

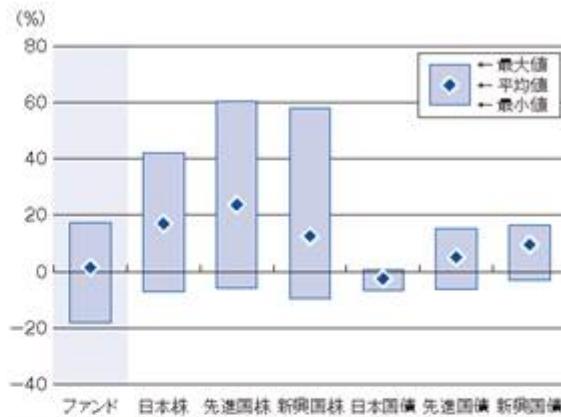


米ドル建て年1回分配型

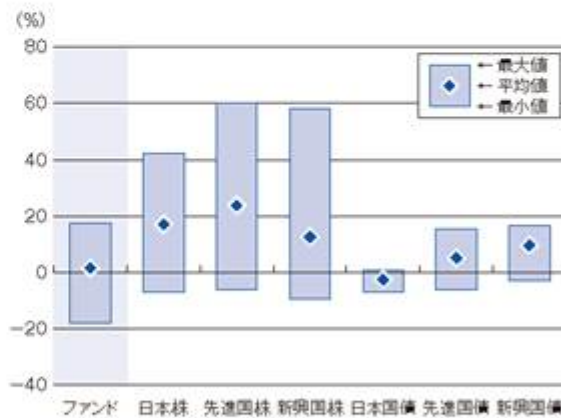


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2021年2月～2026年1月の5年間の各月末とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	17.4	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-18.1	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	1.6	17.1	23.8	12.6	-2.5	5.1	9.6



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	17.3	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-18.1	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	1.6	17.1	23.8	12.6	-2.5	5.1	9.6

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建て年4回分配型

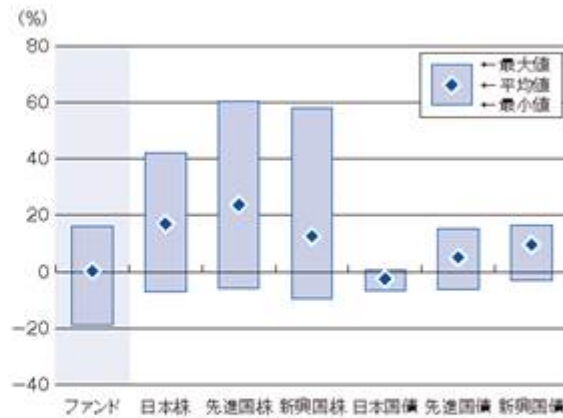


豪ドル建て年1回分配型

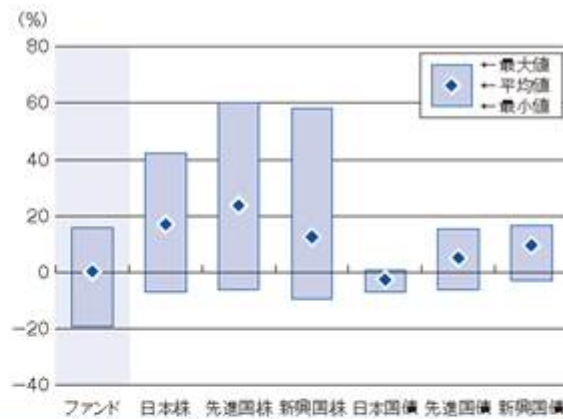


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2021年2月～2026年1月の5年間の各月末とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.2	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-19.0	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	0.3	17.1	23.8	12.6	-2.5	5.1	9.6



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.0	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-19.0	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	0.3	17.1	23.8	12.6	-2.5	5.1	9.6

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（後略）

<訂正後>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て年4回分配型

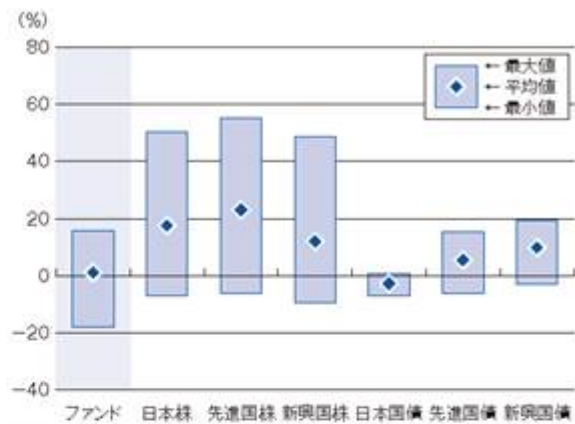


米ドル建て年1回分配型

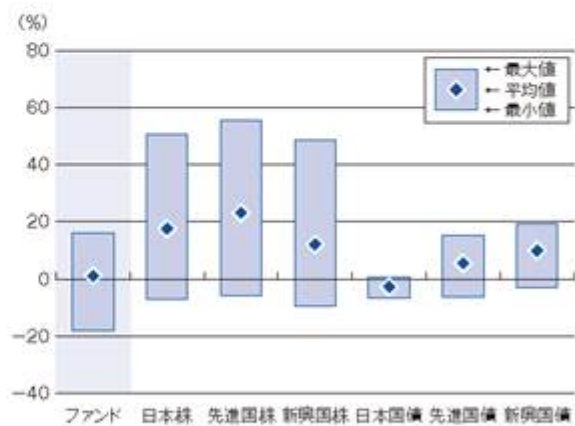


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2021年5月～2026年4月の5年間の各月末とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	15.8	50.5	55.3	48.7	0.6	15.3	19.3
最小値(%)	-18.1	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	1.1	17.6	23.1	12.1	-2.7	5.5	9.9



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.0	50.5	55.3	48.7	0.6	15.3	19.3
最小値(%)	-18.1	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	1.1	17.6	23.1	12.1	-2.7	5.5	9.9

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

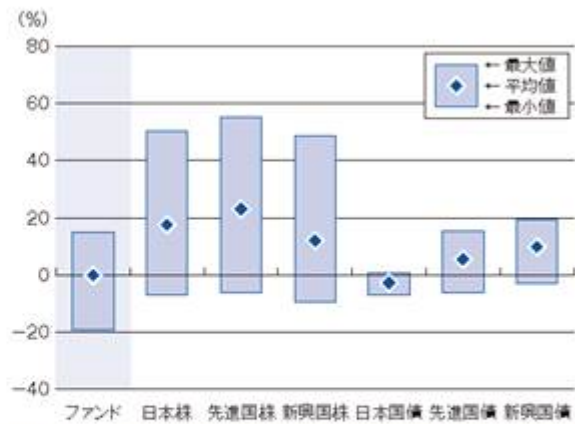
- 2021年5月～2026年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建て年4回分配型

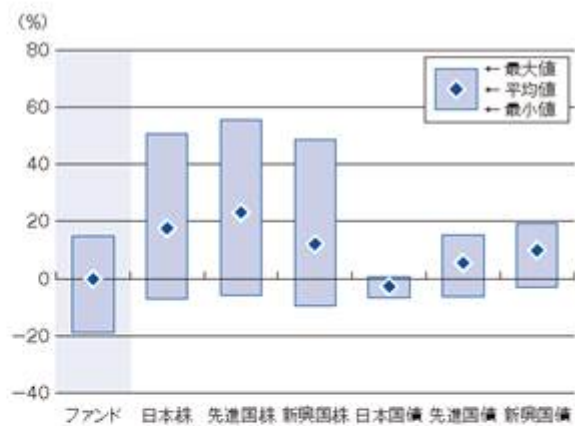


ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	15.0	50.5	55.3	48.7	0.6	15.3	19.3
最小値(%)	-19.0	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	-0.1	17.6	23.1	12.1	-2.7	5.5	9.9

豪ドル建て年1回分配型



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	15.0	50.5	55.3	48.7	0.6	15.3	19.3
最小値(%)	-19.0	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	-0.1	17.6	23.1	12.1	-2.7	5.5	9.9

出所: iLoomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2021年5月～2026年4月の5年間の各月末とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

- 2021年5月～2026年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(後略)

[次へ](#)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

日本

<訂正前>

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(中略)

(3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315% (注)	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

(注) 復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。)を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

(後略)

<訂正後>

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、これと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(中略)

(3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2047年 12月31日まで	2048年 1月1日以後
所得税	15.315% (注1)	15.15% (注2)
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20.15%

(注1) 復興特別所得税および(2027年1月1日以降は)防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

(注2) 防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。))を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2047年 12月31日まで	2048年 1月1日以後
所得税	15.315%	15.15%

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2047年 12月31日まで	2048年 1月1日以後
所得税	15.315%	15.15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20.15%

(後略)